

令和7年度

周南市農業委員会事業計画書

周南市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、

農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、

農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

(2016 年 5 月 26 日開催「平成 28 年度全国農業委員会会長大会」において制定)

目 次

1	基本方針.....	3
2	事業方針.....	3
3	重点事項.....	3
	（1） 農地等の利用の最適化の推進.....	3
	（2） 地域計画を策定中の地域における計画策定に向けた協力.....	4
	（3） 地域計画の実現とブラッシュアップ.....	4
	（4） 農地法等の適正執行.....	4
	（5） 組織の体制整備と活動強化.....	5
4	会議の開催・出席.....	5
	（1） 総会.....	5
	（2） 委員全員協議会.....	5
	（3） 地区協議会.....	6
	（4） 幹事会.....	6
	（5） 広報委員会.....	6
	（6） 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会.....	6
	（7） 常設審議委員会（山口県農業会議）.....	7
	（8） その他の会議.....	7
5	活動計画.....	7
	（1） 農地等の利用の最適化を推進する活動.....	7
	（2） 地域計画を策定中の地域における計画策定に向けた協力.....	8
	（3） 地域計画の実現とブラッシュアップ.....	9
	（4） 農地法等関係活動.....	10
	ア 農地法関係活動.....	10
	イ 農業経営基盤強化促進法関係活動.....	17
	ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動.....	18
	エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動.....	19

才	土地改良法関係活動.....	19
力	租税特別措置法関係活動.....	20
キ	地方税法関係活動.....	20
(5)	組織活動.....	21
(6)	研修活動.....	22
(7)	情報提供活動.....	22
(8)	日常活動.....	23
(9)	その他の活動.....	24
6	年間活動計画表（主要業務）	25
(参考1)	周南市農業委員会に係る条例・規則・規程・要綱・要領 ..	26
(参考2)	周南市農業委員会・組織図.....	28

令和 7 年度周南市農業委員会事業計画

周南市農業委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の委員（以下「農業委員」という。）、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び委員会の権限に属する事務を補助執行する委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員の協働体「チーム農業委員会」として、次のとおり事業計画を策定する。

1 基本方針

本市の農業及び農業者の公的代表機関として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、独立行政法人農業者年金基金法その他関係法令に基づく事務を適正に執行し、本市の農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、積極的な活動を推進する。

2 事業方針

- （１） 農業委員会憲章（2016 年制定）を基本とする。
- （２） 公平・公正・透明性に基づき、明るく開かれた信頼される委員会の運営に努める。
- （３） 「現場主義」を第一として、農業者の声に耳を傾け、寄り添い、信頼されるよう、地域に密着した現場活動を推進する。
- （４） 「農地のプロ」として、資質向上のため研修・研鑽に努め、農業者に対する情報提供活動を行う。
- （５） ワンチームとして、情報を共有し行動を一つに、部分最適より全体最適を考えて事業に取り組む。
- （６） 一人ひとりが健康・安全には十分留意し、職務を遂行する。

3 重点事項

（１） 農地等の利用の最適化の推進

ア 農業委員と推進委員との適切な役割分担と連携強化

イ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に掲げた目標の達成に向けての積極的な取組

ウ 最適化活動(農地等の利用の最適化の推進に係る活動をいう。以下同じ。)の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等

エ 市の農業振興課との連携強化

(2) 地域計画を策定中の地域における計画策定に向けた協力

ア 市が設ける農業者等による協議の場に参加

イ 市の地域計画の策定に協力

ウ 市からの要請により、目標地図の素案を作成

(3) 地域計画の実現とブラッシュアップ

ア 地域の話し合いの継続

イ 地域計画の実現に向けた取組

ウ 地域計画のブラッシュアップに向けた取組

エ 地域計画の浸透

オ 地域計画外の農地への対応

(4) 農地法等の適正執行

ア 農地転用許可事務等の適正執行及び無断・違反転用防止のための広報や監視活動と是正指導の強化

イ 農地パトロール(利用状況調査)、利用意向調査及び日常活動としての農地パトロールの着実な実施に基づく遊休農地の発生防止・解消及び無断・違反転用の早期発見

ウ 農地台帳の精度向上と農業委員会サポートシステムの整備・運用への積極的な取組

エ 非農地扱いとした土地等の非農地判断(農地に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。)等の実施

(5) 組織の体制整備と活動強化

- ア 関係行政機関に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出
- イ タブレット端末を追加導入し、農業委員及び推進委員の全員に貸与
- ウ 農業委員会活動記録簿の作成による活動状況や成果の見える化
- エ 委員会の取組に関する情報提供の強化
- オ 次期の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集並びに女性委員の比率向上

4 会議の開催・出席

(1) 総会

- ・出席者 農業委員、事務局、関係部署職員、傍聴人 《公開》
- ・議事内容 議決事項、報告事項
- ・開催頻度 定例会は毎月1回（原則10日）、臨時会は必要に応じて随時（定例会で審議する許可申請書の提出締切は、原則前月の20日）

申請書の提出締切予定日	定例総会の開催予定日
令和7年3月21日（金）	令和7年4月10日（木）
4月21日（月）	5月12日（月）
5月20日（火）	6月10日（火）
6月20日（金）	7月10日（木）
7月22日（火）	8月12日（火）
8月20日（水）	9月10日（水）
9月22日（月）	10月10日（金）
10月20日（月）	11月10日（月）
11月20日（木）	12月10日（水）
12月18日（木）	令和8年1月13日（火）
令和8年1月20日（火）	2月10日（火）
2月18日（水）	3月10日（火）
3月23日（月）	4月10日（金）

(2) 委員全員協議会

- ・議事内容 委員会の運営についての協議・調整、報告、連絡、意見交換等
- ・会議出席者 農業委員、事務局、会長が認めた者 《非公開》
- ・開催頻度 定例総会終了後に開催

- ・配付資料等 定例総会の議案とともに推進委員にも送付

(3) 地区協議会

- ・市域を5地区に分け、それぞれの地区に地区協議会を設置
- ・名称 南部地区協議会、西部地区協議会、徳山北部地区協議会、熊毛地区協議会、鹿野地区協議会
- ・所掌事務 地域活動についての協議・調整、課題解決に向けた協議、農業者等との意見交換、地区協議会としての意見集約等
- ・構成 農業委員、推進委員
- ・役員 座長（農業委員）、副座長（推進委員）、広報担当
- ・会議出席者 農業委員、推進委員、事務局、座長が認めた者 《非公開》
- ・開催頻度 おおむね3か月に1回程度

(4) 幹事会

- ・所掌事務 総会の議事運営、関係行政機関等に対する意見の提出の総務、農業委員・推進委員の研修の企画立案・実施
- ・組織 幹事6人（地区協議会の座長5人、女性委員の代表1人）
- ・幹事長 幹事の互選
- ・会議出席者 幹事、オブザーバー（会長・会長職務代理者）、事務局 《非公開》
- ・開催頻度 必要に応じて随時

(5) 広報委員会

- ・所掌事務 委員会の広報、市広報の活用、インターネットの活用等
- ・組織 広報委員6人（地区協議会の広報担当5人、会長が指名した女性推進委員1人）
- ・広報委員長 広報委員の互選
- ・会議出席者 広報委員、オブザーバー（会長・会長職務代理者）、事務局
- ・開催頻度 必要に応じて随時

(6) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会

- ・所掌事務 推進委員候補者の被推薦者・応募者の評価を行いその結果を意見として会長に報告、被推薦者・応募者の経歴その他評価に必要な事項等の審査を行い意見を集約
- ・組織 評価委員9人（会長、会長職務代理者、幹事6人、委員会の事務局長） 《非公開》
- ・委員長 評価委員の互選
- ・開催頻度 必要に応じて随時

(7) 常設審議委員会（山口県農業会議）

- ・出席者 会長（常設審議委員会委員）、
事務局（本市に係る意見徴収事案があるときのみ出席）
- ・意見聴取 ① 農地転用事案
許可を要する面積 30 アールを超える農地、農用地区域内
農地、甲種農地、第1種農地、営農型太陽光発電施設その他
農業委員会が必要と認める転用事案
② その他事案
農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に
関する法律、土地改良法等で都道府県機構（山口県農業会議）
の意見を聴かなければならないとされたもの
- ・資料提供 意見聴取事案以外の許可を要する転用事案
- ・開催頻度 毎月1回（原則28日）

(8) その他の会議

関係機関・関係団体等との連絡調整を図るため、諸会議へ出席する。

主な会議

- ア 山口県農業会議
- イ 山口県農業委員会女性協議会
- ウ 山口県農業委員会職員研究会
- エ 周南市青年等就農計画認定審査委員会
- オ 周南市都市計画審議会

5 活動計画

(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動

※ 農地等の利用の最適化の推進とは、

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいう。

ア 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って実施

周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（令和5年4月1日施行）に従って最適化活動を実施する。

イ 最適化活動の目標の設定及び公表・報告

令和7年3月末までに協議し定めた令和7年度の最適化活動の成果目標（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に係る目標をいう。）及び活動目標

(推進委員等(推進委員及び最適化活動を行う農業委員をいう。以下同じ。))が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標をいう。)(以下これらを「最適化活動の目標」という。))を、4月総会で、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」として議決・決定の上、市ホームページで公表するとともに、山口県知事に報告する。

ウ 最適化活動の記録及び点検・評価の実施（点検・評価は翌年度に実施）

(ア) 推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施

各推進委員等は、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した農業委員会活動記録簿を作成し、翌月10日（3月分は3月末日）までに事務局に提出する。

各推進委員等は、農業委員会活動記録簿に基づき、一年度間の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともにその結果を翌年度の4月末を目途として事務局に提出する。

(イ) 委員会の最適化活動の点検・評価の実施（翌年度に実施）

委員会は、翌年度の5月末までに、総会において、委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価する。

エ 最適化活動の点検・評価結果等の公表及び報告（翌年度に実施）

委員会は、推進委員等及び委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」に取りまとめ、市ホームページで公表するとともに、6月末までに、周南市長、山口県知事及び山口県農業会議に報告する。

オ 市の農業振興課との連携強化

農地等の利用の最適化の推進に当たっては、市の農業振興課との連携を強め、協力して取り組む。

(2) 地域計画を策定中の地域における計画策定に向けた協力

地域計画を策定中の菊川、夜市、戸田、湯野、和田及び勝間地区の6地域計画については、次のとおり策定に向けた協力を行う。

ア 農業者等による協議の場に参加

市が設ける農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該区域の関係者による協議の場に積極的に参加し、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施する。

イ 地域計画の策定に協力

アを踏まえ、将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図（以下「目標地図」という。）を含む。）等を定めた市の「地域計画」の策定に協力する。

ウ 目標地図の素案を作成

市からの求めにより、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成し、市に提出する。

（３） 地域計画の実現とブラッシュアップ

令和７年３月に策定された大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金、八代、高水、大河内、三丘及び鹿野地区の１１地域計画については、次のとおり地域計画の実現とブラッシュアップに取り組む。

令和７年度中に策定される６地域計画についても、策定後には同様に取り組む。

ア 地域の話し合いの継続

地域計画の実現やブラッシュアップを進めるため、市、関係機関・団体及び農業者が参加した地域の話し合いを継続し、引き続き主催者の一員として参画する。

イ 地域計画の実現に向けた取組

地域計画を実現するため、市、関係機関・団体及び農業者と連携して、①目標地図に位置付けられた者への農地の権利移動、②農地中間管理機構との連携強化、③活用できる国の補助事業の紹介等の取り組みを実施する。

ウ 地域計画のブラッシュアップに向けた取組

地域計画は実情に応じて柔軟に変更することが求められ、特に、現況に近い目標地図や受け手未定地（白地農地）の多い目標地図を作った地域にあっては、計画のブラッシュアップが必要なため、関係機関等と連携して、①１０年後の受け手の特定、②農地の集積・集約化の推進、③担い手不足への対応、④農地の粗放的利用等の取り組みを実施する。

エ 地域計画の浸透

地域の全ての農業者が地域計画を理解するよう、市の公表に留まらず、農業委員会だより等で周知する。

また、不在村地主を含む土地持ち非農家に対しても可能な範囲で周知を図る。

オ 地域計画外の農地への対応

地域計画の範囲に入っていない農地についても、円滑な権利移動や遊休農地対策等により農業利用が継続するよう支援する。

権利移動に際しては、農用地利用集積等促進計画の活用を推進する。

(4) 農地法等関係活動

ア 農地法関係活動

(ア) 農地等の権利移動に係る許可事務の適正執行（第3条関係）

農地等の権利移動（第3条第1項）の許可申請書が提出されたら事務局と地区担当の農業委員及び推進委員（以下「地区担当委員等」という。）で書類審査及び現地調査を行い、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を確認し、必要に応じて申請書等の補正等を求め、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可又は不許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可指令書又は不許可指令書を交付する。

(イ) 農地等の権利移動に係る届出事務の適正執行（第3条、第3条の3関係）

届出を要する農地売買等事業（第3条第1項第13号）若しくは農地中間管理事業（同項第14号の2）による権利移動又は相続等による権利取得（第3条の3）の届出は、事務局で書類審査を行い、受理又は不受理を決定し、受理通知書又は不受理通知書を交付するとともに、受理した場合にはその旨を総会で報告する。

(ウ) 農地転用に係る許可事務の適正執行（第4条、第5条関係）

農地転用（第4条第1項）又は農地等の転用のための権利移動（第5条第1項）の許可申請書が提出されたら事務局と地区担当委員等で書類審査及び現地調査を行い、立地基準と一般基準による許可要件を確認し、必要に応じて申請書等の補正等を求め、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可又は不許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可指令書又は不許可指令書を交付する。

都市計画法で定める開発行為の許可など一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可をする。

常設審議委員会の意見聴取事案については、総会では許可相当又は不許可相当と決定し、常設審議委員会での審議後に、原則、審議があった日付で許可指令書又は不許可指令書を交付し、前述と同様に一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可をする。

事務局は、許可指令書の写しを地区担当委員等に送付する。

(エ) 農地転用許可後の転用事業の進捗管理（第4条、第5条関係）

農地転用許可を受けた者がその許可に付された条件に基づく転用事業の迅速かつ適切な進捗を図るため、転用事業者は農地転用許可済標識を貸与し、許可を得て転用していることが明確に分かるよう、許可を受けた土地に設置し、許可のあった事業計画に従って転用が達成するまで掲示する。

転用事業者は、転用事業が完成するまでの間、許可の日から3か月後及びその後1年ごとに転用事業の進捗状況を事業進捗状況報告書により委員会に報告し、転用事業を完了したときは、遅滞なくその旨を事業完了報告書により委員会に報告する。

事務局は、提出のあった報告書の写しを地区担当委員等に送付し、現地確認を依頼する。

地区担当委員等は、報告書により事業の進捗又は完了を現地確認するほか、(ウ)の許可申請書及び許可指令書の写しにより適宜現地を確認し、それらの結果を事務局に報告する。

委員会は、地区担当委員等からの現地確認の報告等により転用事業の進捗状況を把握し、事業計画どおりに事業が行われていなければ、事業実施の指導・勧告などを行う。

なお、資材置場等の恒久転用の場合は、転用事業者は工事の完了の報告のあった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を資材置場等事業実施状況報告書により委員会に報告する。

委員会は、事業完了報告書及び現地確認により事業計画とは異なる目的に使用されていると認める場合は、事務局で転用事業者から事情を聴取等した上で、偽りその他不正の手段により転用許可を受けた者（第51条第1項第4号）に該当する場合は違反転用に対する処分（第51条第1項）を検討する。

(オ) 農地転用に係る届出事務の適正執行（第4条、第5条関係）

届出を要する市街化区域内にある農地転用（第4条第1項第7号・第5条第1項第6号）、通知若しくは申出を要する国・山口県の公共事業の施行に伴う農地転用（第4条第1項第2号・第5条第1項第1号）又は転用若しくは権利移動の制限の例外としての農地転用（第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条・第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条）などの届出は、事務局で書類審査を行い、受理又は不受理を決定し、受理通知書又は不受理通知書を交付するとともに、受理した場合にはその旨を総会で報告する。

事務局は、受理した届出書等の写しを地区担当委員等に送付する。

(カ) 農地転用届出に係る転用事業の進捗管理（第4条、第5条関係）

農地転用の届出を受理された転用事業者は、転用事業を完了したときは、遅滞なくその旨を事業完了報告書により委員会に報告する。

事務局は、提出のあった報告書の写しを地区担当委員等に送付し現地確認を依頼する。

地区担当委員等は、報告書により事業の完了を現地確認するほか、(オ)の届出書等の写しにより適宜現地を確認し、それらの結果を事務局に報告する。

委員会は、地区担当委員等からの現地確認の報告、事業完了報告書を提出しない又は事業計画どおり転用事業を行わない転用事業者からの事情聴取、現地調査等により転用事業の進捗状況を把握し、必要な場合には事業計画に従った事業実施の指導等を行う。

(キ) 農地所有適格法人の報告等（第6条関係）

農地所有適格法人から事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況及び法人要件の報告（第6条第1項前段）を徴収し、事務局で書類審査を行い、法人要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たしているか否かを確認した上で、受理したことを総会で報告する。

なお、要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、総会の議決を経て、必要な措置を講ずべきことを勧告（第6条第2項）する。

(ク) 農地所有適格法人以外の法人等の報告等（第6条の2関係）

農地所有適格法人以外の法人又は農作業に常時従事すると認められない個人（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）から事業年度の終了後3か月以内に、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等の利用状況の報告（第6条の2第1項）を徴収し、事務局で書類審査を行い、農地所有適格法人以外の法人等が農地等を借りる場合の追加要件（賃借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと、法人の場合は業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。）を満たしているか否かを確認した上で、受理したことを総会で報告する。

なお、要件に該当しない場合、農地等を適正に利用していない場合又は当該報告をしない場合には、その旨を農地中間管理機構又は周南市に通知（第6条の2第2項）するとともに、その処理を総会で報告する。

(ケ) 農地パトロール（利用状況調査）の実施（第30条関係）

農地パトロール（利用状況調査）は、毎年8月頃を実施時期として設定し、全ての農地について利用状況を現地調査で把握するもので、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、さらには無断・違反転用の発生防止・早期発

見を行う。

この農地パトロール（利用状況調査）により得られた農地情報は、農地台帳に記録され、農業委員会サポートシステムに情報化され、遊休農地対策や担い手への農地の集積・集約化など、農地等の利用の最適化の推進に繋がるので、この調査を着実に実施する。

（コ） 利用意向調査の実施（第 32 条、第 33 条関係）

農地パトロール（利用状況調査）の結果、遊休農地と判断された農地又は耕作する者が不在若しくは不在になることが確実な農地について、その所有者に農地の利用の意向を確認する。

（サ） 非農地判断の実施

農地パトロール（利用状況調査）又は日常活動としての農地パトロールにより、再生利用が困難な農地とされた土地について、事務局の事前調査を経て、土地所有者に事前通知書を送付した上で、農業委員及び推進委員の 3 人以上と事務局での現地調査をし、非農地判断を行う。

また、農地台帳の点検による固定資産税課税台帳との照合の結果、現況地目と課税地目が異なる土地又は航空写真等により明らかに非農地であることが判明した土地については、農地法第 30 条第 2 項に規定する利用状況調査（必要があると認めるときは、いつでも行うことができるもの）と併せて同様に非農地判断を実施する。

非農地判断の結果、非農地となったときは、土地の所有者に非農地通知書を交付するとともに、非農地とした土地について、非農地通知一覧表により山口県、周南市、山口地方法務局周南支局等に通知する。

非農地判断の結果を総会で報告する。

（シ） 非農地扱いとした土地等の非農地判断等

過去に、国の示す非農地判断の手続（事前通知、農業委員及び推進委員の 3 人以上での現地調査・非農地判断、非農地通知書の交付及び非農地通知一覧表の作成・通知）を経ずに非農地扱いとした土地等（非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地をいう。以下同じ。）について、改めて国の示す非農地判断の手続となるよう、補完する処理を行う。

なお、非農地扱いとした土地等のうち課税地目が田又は畑以外であるものについては、総会で非農地であることの報告を行うとともに、非農地通知一覧表により山口県、山口地方法務局周南支局等に通知し、土地所有者の希望又は委員会の会長が必要と認めた場合は非農地通知書を交付する。

(ス) 地方税法第 381 条による非農地判断した土地の地目変更の申出の実施に向けた実務協議及びその実施

農地等利用最適化推進施策に関する意見として、令和 3 年度及び令和 5 年度の 2 度にわたって、地方税法第 381 条第 7 項の規定に基づき、周南市長が職権で一括して法務局に地目変更の申出（以下「第 381 条申出」という。）を行う仕組みを活用し、非農地判断した土地を含め、登記地目と課税地目が乖離した土地等の地目変更登記の円滑な実施をされたい旨をお願いしたが、令和 5 年度に周南市長から「地方税法第 381 条第 7 項の規定に基づく地目変更の申出につきましては、公平、公正な課税の実現とさらなる市民サービスの向上のため、貴委員会と実務協議を行い、実施について検討を進めてまいります。」との回答があった（担当：課税課）。

令和 6 年度は進展がなかったが、令和 7 年度には事務局と課税課とで実務協議を進め、第 381 条申出の実施を目指す。

(セ) 無断・違反転用の早期発見及び是正指導の強化（第 51 条関係）

農地パトロール（利用状況調査）又は日常活動としての農地パトロールで無断・違反転用を早期発見し、是正指導を行う。

(ソ) 農地の賃貸料情報の提供（第 52 条関係）

1 月から 12 月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料を集計し、その平均値を求めた 10 アール当たりの賃借料水準（平均額）を公表する。

(タ) 農地台帳の点検・整理・管理（第 52 条の 2 関係）

農地台帳は農業委員会サポートシステムに情報化され、委員会が所管する各種申請、諸証明など業務全般の基本となっており、また、交付金事業の対象となっていることから、定期的に市の固定資産課税台帳との照合（毎年 1 回、5 月から 8 月の間）及び市の住民基本台帳との照合（毎月 1 回）を実施するほか、利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するとともに、委員会の日常的な事務処理、農業委員及び推進委員の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正するなど、適正に管理する。

(チ) 農地改良の届出

農地の盛土又は掘削により農地を改良する場合、水田の埋立てにより畑地を造成する場合その他の農地の改良をする場合の届出は、事務局で書類審査を行い、受理又は不受理を決定し、受理通知書又は不受理通知書を交付するとともに、受理した場合にはその旨を総会で報告する。

事務局は、受理した届出書等の写しを地区担当委員等に送付する。

届出地には、農地改良工事を施工する者が境界を明示して、工事完了期日まで農地改良である旨を標示板により標示する。

届出者は、工事が完了したときは、速やかにその旨を農地改良完了報告書により委員会に報告する。

事務局は、提出のあった報告書の写しを地区担当委員等に送付し現地確認を依頼する。

地区担当委員等は、報告書により農地改良の完了を現地確認するほか、事前に送付のあった届出書等の写しにより適宜現地を確認し、それらの結果を事務局に報告する。

委員会は、地区担当委員等からの現地確認の報告、農地改良完了報告書を提出しない又は届出のあった工事の内容どおり農地改良を行わない届出者からの事情聴取、現地調査等により農地改良の進捗状況を把握し、必要な場合には届出に従った事業実施の指導等を行う。

(ツ) 開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理

山林、原野その他の土地について農地台帳に登載されていない土地又は農地台帳に登載されている農地以外の土地（(テ)の非農地とした土地を除く。）を開墾等により農地とした場合には、所有者又は耕作者（以下「所有者等」という。）は、耕作届により委員会に届け出る。

農業委員、推進委員又は事務局の職員から農地パトロール（利用状況調査）又は日常活動としての農地パトロールにおいて、開墾等により農地とした土地を発見した旨の通報を受けたとき又はその他の者から同様の通報を受けたときは、委員会は所有者等に耕作届の提出を依頼する。

委員会は、耕作届の提出があった場合又は耕作届の提出依頼後3か月を経過しても提出されていない場合は、農業委員及び推進委員の3人以上と事務局で現地調査を行い、非農地判断をし、農地である場合には、開墾等により農地とした土地を農地台帳にあらたに農地として登載する。

この現地確認の結果は、届出者には現地確認通知書、所有者には農地台帳登載通知書により通知するとともに、総会で報告する。

(テ) 非農地とした土地の農地再生に係る事務処理

農地転用、非農地通知書の交付、非農地証明書の交付又は非農地扱いにより非農地とした土地を再び耕作して農地としている場合（以下この土地を「農地再生する土地」という。）には、所有者又は耕作者（以下「所有者等」という。）は、耕作再開届により委員会に届け出る。

農業委員、推進委員又は事務局の職員から農地パトロール（利用状況調査）又は日常活動としての農地パトロールにおいて、農地再生する土地を発見し

た旨の通報を受けたとき又はその他の者から同様の通報を受けたときは、委員会は所有者等に耕作再開届の提出を依頼する。

委員会は、耕作再開届の提出があった場合又は耕作再開届の提出依頼後3か月を経過しても提出されていない場合は、農業委員及び推進委員の3人以上と事務局で現地調査を行い、非農地判断をし、農地である場合には、非農地とした土地を再び農地として農地台帳を復元する。

この現地確認の結果は、届出者には現地確認通知書、所有者には農地復元通知書により通知するとともに、総会で報告する。

(ト) 土地の現況等についての照会に対する回答

登記簿上の地目が農地等である土地の現況等について法務局の登記官、執行裁判所、弁護士会等からの照会に対し、事務局の事前調査を経て、農業委員及び推進委員の3人以上と事務局での現地調査により非農地判断又は現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告する。

(ナ) 農地等の買受適格証明（第3条、第5条関係）

民事執行法による競売手続の開始決定のあった農地等の競売又は国税徴収法による滞納処分により公売に付された農地等の公売に参加する際、農地等を取得できない者が最高値買受申出人又は最高値申込者になるのを未然に防ぐため、競売物件又は公売物件の買受人となったときは、委員会の許可（農地等の権利移動（第3条第1項）又は農地等の転用のための権利移動（第5条第1項）の許可をいう。）を得られるもの又は届出（市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動（第5条第1項第6号）の届出をいう。）の受理を得られるものであることの証明（以下「買受適格証明」という。）の手続等は次のとおりとする。

① 許可を要する耕作目的又は転用目的の農地等

買受適格証明願いにより、事務局と地区担当委員等で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出し審議・決定の上、買受適格証明書を交付する。

買受適格証明書を交付した者が落札し、正式に許可申請があった場合は、事務局で提出書類を審査し、買受適格証明書交付時と事情が同一のときには総会の議決は経ずに許可し、その旨を総会で報告する。

買受適格証明書交付時と事情が異なっていたときは、改めて総会で審議・決定する。

② 届出を要する転用目的の市街化区域内にある農地等

買受適格証明願いにより、事務局で書類審査を行い、買受適格証明書を

交付する。

買受適格証明書を交付した者が落札し、正式に転用の届出があった場合は、事務局で提出書類の審査等を行い、受理したことを総会で報告する。

(二) 現況が農地でないことの証明等

非農地証明願いにより、事務局の事前調査を経て、農業委員及び推進委員の3人以上と事務局での現地調査により非農地判断を行い、その結果、農地に該当しないと決定したものには非農地証明書を交付し、農地に該当すると決定したものには非農地証明が適当でないと認め非農地証明願返戻通知書により通知し、その旨を総会で報告する。

イ 農業経営基盤強化促進法関係活動

(ア) 基本構想の策定又は変更に係る意見聴取（第6条関係）

周南市長より意見を求められた基本構想（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）の策定又は変更について、総会で審議・決定し周南市長に回答する。

(イ) 農業経営改善計画の認定に係る協議書に意見を付し山口県知事に送付する事務（第12条関係）

市が農業経営改善計画を認定する際、山口県知事の協議・同意が必要なものについて、総会で審議・決定し、市の作成する協議書に意見を付して山口県知事に送付する。

(ウ) 認定農業者・認定就農者に対する利用権の設定等の促進に関する事務（第16条関係）

認定農業者又は認定就農者に対して、利用権の設定等（農地中間管理事業及び農地中間管理機構の事業の特例による事業の実施による農用地についての利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託をいう。以下同じ。）の促進を図る。

(エ) 地域計画の策定又は変更に係る意見聴取（第19条関係）

周南市長より意見を求められた地域計画の策定又は変更について、総会で審議・決定し周南市長に回答する。

(オ) 目標地図の素案の作成・提出（第20条関係・再掲）

地域計画を策定中の菊川、夜市、戸田、湯野、和田及び勝間地区の6地区

について、市からの求めにより、目標地図の素案を作成し、市に提出する。

(カ) 地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対する利用権の設定等の促進に関する事務（第 21 条関係）

地域計画の区域内の農用地等について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対し、当該農用地等について農地中間管理機構への利用権の設定等の促進を図る。

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動

(ア) 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取（第 19 条関係）

令和 5 年 4 月 1 日施行の法改正により、市町村が定める「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合され、令和 7 年 4 月 1 日から農地中間管理機構の「農用地利用集積等促進計画」に一本化された。

農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画の策定に当たり、市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる（第 19 条第 2 項）とされ、市町村は、当該協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする（第 19 条第 3 項）とされている。

このことにより、周南市長より意見を求められた農用地利用集積等促進計画の案について、総会で審議・決定し周南市長に回答する。

なお、旧制度と新制度の比較は次のとおりである。

区 分	旧	新
根拠法令	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項
計画の名称	農用地利用集積計画	農用地利用集積等促進計画
計画の策定者	周南市長	農地中間管理機構
利用権設定の契約	相対契約 委員会が調整 （対面により推進委員が調整） 利用権設定期間：3 年以上 賃料・物納：本人同士	機構契約（一括方式） 市の農業振興課が調整 （郵送。適宜、推進委員も調整） 利用権設定期間：3 ～14 年 賃料・物納：本人同士
	機構契約 市の農業振興課が調整 （郵送） 利用権設定期間：原則 10 年 賃料：機構が仲介 物納：本人同士	機構契約（二段階方式） 市の農業振興課が調整 （郵送） 利用権設定期間：原則 10 年 賃料：機構が仲介 物納：本人同士

利用権設定の 時期	年 4 回 (4 月は更新、その他は新規) 〔設定日〕〔申出書の提出締切〕 4 月 1 日 1 月 10 日 7 月 1 日 4 月末 10 月 1 日 7 月末 1 月 1 日 10 月末	年 4 回 (4 月は更新、その他は新規) 〔設定日〕〔申出書の提出締切〕 4 月 1 日 11 月末 7 月 1 日 4 月末 10 月 1 日 7 月末 1 月 1 日 10 月末
	農用地利用集積計画の決定を 議決 (6 月・9 月・12 月・3 月)	農用地利用集積等促進計画の 案に係る意見聴取を議決 (6 月・9 月・12 月・3 月)

(イ) 農地中間管理機構の事業活用の推進

農地中間管理機構である「やまぐち農林振興公社」との連携を強化し、農地中間管理事業を推進する。

エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動

(ア) 農業振興地域整備計画の策定又は変更に係る意見聴取（第 13 条関係）

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画の策定又は変更について、総会で審議・決定し周南市長に回答する。

(イ) 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取（第 13 条関係）

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外・編入・非農地判断等）について、事務局と地区担当委員等で現地調査（除外及び編入に限る。）を行い、7 月、11 月及び 3 月の総会で審議・決定し周南市長に回答する。

オ 土地改良法関係活動

(ア) 土地改良事業に参加する資格に係る承認、認定等（第 3 条関係）

賃貸借等した農用地の所有者から土地改良事業に参加すべき旨の申出があったときの当該申出の承認（第 3 条第 1 項第 2 号）、賃貸借等した農用地以外の土地の耕作者等が土地の所有者の同意を得て土地改良事業に参加すべき旨を申し出たときの当該申出書の受理（同条第 1 項第 4 号）、賃貸借等した農用地の耕作者等で土地改良事業に参加する資格を有しないものが農用地の所有者の同意を得てその資格を交替すべき旨を申し出たときの当該申出書の受理（同条第 2 項前段）、賃貸借等した農用地以外の土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが農用地の使用及び収益をする者の同意を得てその資格を交替すべき旨を申し出たときの当該申出書の受理（同項後段）、農用地の一時貸付けに係る土地改良事業の参加資格の

認定（同条第 3 項）又は農地中間管理機構の借受農用地に係る土地改良事業の参加資格の認定（同条第 4 項）を行った場合は、その旨を総会で報告する。

カ 租税特別措置法関係活動

（ア） 納税猶予に関する適格者証明（第 70 条の 4、第 70 条の 6 関係）

生前一括贈与又は相続により取得した農地等について、贈与税又は相続税の納税猶予の適用（第 70 条の 4 第 1 項・第 70 条の 6 第 1 項）を受けるための贈与税又は相続税の納税猶予に関する適格者証明願いにより、事務局と地区担当委員等で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出・審議・決定し、適格者であることを証明する。

（イ） 納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営等を引き続き行っていることの証明（第 70 条の 4、第 70 条の 6 関係）

贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営、特定貸付け又は営農困難時貸付けを引き続き行っていることの証明願いにより、事務局と地区担当委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営、特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っている旨の証明書を交付した上で、総会で報告する。

（ウ） 納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答（第 70 条の 4、第 70 条の 6 関係）

贈与税又は相続税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての税務署からの照会に対し、事務局の事前調査を経て、農業委員及び推進委員の 3 人以上と事務局での現地調査により非農地判断及び現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告する。

キ 地方税法関係活動

（ア） 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明（附則第 12 条関係）

生前一括贈与により取得した農地等について、不動産取得税の徴収猶予の適用（附則第 12 条第 1 項）を受けるための不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いにより、事務局と地区担当委員等で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出・審議・決定し、適格者であることを証明する。

（イ） 不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営等を引き続き行っていることの証明（附則第 12 条関係）

不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等について、農業経営、特定貸付け又は営農困難時貸付けを引き続き行っていることの証明願いにより、

事務局と地区担当委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営、特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っている旨の証明書を交付した上で、総会で報告する。

(5) 組織活動

ア 農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出

農業者との情報交換等により得た地域の農業者が抱える課題や要望などの声を集約し、農業及び農業者の代表機関としてその解決に向け、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見として、「令和8年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」を調製し、総会で審議・決定の上、関係行政機関等に提出する。

イ 令和7年度の最適化活動の目標の設定（再掲）

「令和7年度最適化活動の目標の設定等」をまとめ、総会で議決し公表する。

ウ 令和6年度の最適化活動の点検・評価結果等の公表（再掲）

「令和6年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をまとめ、総会で議決し公表する。

エ 規則、規程、要綱、要領等の整備

法令改正や状況の変化に対応し、必要に応じて規則、規程、要綱、要領等の整備を行う。

オ 業務マニュアルの整備

令和6年3月に「農地転用マニュアル」が完成したが、その他の業務についてもマニュアルの整備を進め、共通仕様で業務が遂行できる体制を構築する。

カ デジタル化の推進

(ア) 農業委員及び推進委員の全員にタブレット端末を導入

令和4年度に、国の令和3年度補正予算に係る農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業として、20台のタブレット端末を購入した。

令和7年度には、35台を追加購入し、農業委員及び推進委員の全員にタブレット端末を貸与する。

タブレット端末は通信機能やGPS機能を備え、写真撮影もでき、農業委員会サポートシステムと連携した現地確認アプリや意向把握アプリ、活動記録アプリを搭載しており、農業委員及び推進委員が日々活動するための必需品である。

また、総会でのタブレット活用や、事務局との連絡、農業委員・推進委員

同士での連絡での活用により事務処理の効率化も図ることができる。

農地パトロール（利用状況調査）、利用意向調査及び日常活動としての農地パトロールでの活用や総会資料、事務連絡のペーパーレス化が推進できるよう操作研修をはじめきめ細やかな指導・支援を行う。

（ウ） タブレット端末やドローンの活用、衛星リモートセンシングデータの利用などを調査・研究

行政のデジタル化の推進の一環として、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: DX。IT技術を活用して従来の組織や事務などを変革していくこと。）も視野に入れ、タブレット端末やドローンの活用、衛星リモートセンシングデータの利用などを調査・研究する。

キ 事業報告の作成・公表

年度終了後、総会審議等の状況、農地法等に基づく処理状況、農業委員及び推進委員の活動状況等を「事業報告」としてまとめ、活動状況や成果の見える化を図る。

ク 次期の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集

現在の農業委員及び推進委員の任期が令和8年7月23日で満了となることから、市の農業振興課と連携し、次期（令和8年7月24日からの3年間）の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集を行う。

（6） 研修活動

ア 山口県農業会議主催の研修会への出席

「農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」を始めとする山口県農業会議が主催する研修会等に出席し、資質の向上を図る。

イ 研修会の開催

独自の研修会の開催を検討する。

ウ 図書、リーフレット等の配付

農業委員及び推進委員に、農地や農業委員会、農業経営、農業者年金などの関連制度・施策に関するリーフレット、パンフレット、その他の図書を個別に配付し、各自の自己研鑽や、資質の向上、農業者に対する情報提供活動への提供を図る。

（7） 情報提供活動

ア 「しゅうなん農業委員会だより」の発行

令和5年9月に、単独紙として「しゅうなん農業委員会だより」を創刊し、改選された農業委員及び推進委員の紹介をはじめ、相続登記の義務化、地域計画の目標地図作成のための農業経営の意向に関する調査をお知らせした。

令和6年9月発行の第2号では、地域計画、農地中間管理事業による貸し借り、相続登記の義務化、農業委員会に寄せられる質問の答えを載せた。

令和7年度の予算措置は年1回分であり、9月に第3号を発行することとし、広報委員会の編集により、委員会の活動を多くの農業者、一般の住民により身近で目に見える活動としてお伝えする。

農業委員会だよりは、①農業委員会からのお知らせ、②農業委員会の活動報告、③地域の農業情報の3つの項目をバランスよく取り入れた紙面づくりを進め、市ホームページにも掲載する。

今後、9月と3月の年2回発行できるよう、予算措置を強く要望する。

イ 市広報による情報提供

農業委員会だよりは、発行の回数が限られており、必要に応じて、市の「広報しゅうなん」により、情報を提供する。

ウ 市ホームページによる情報提供

市ホームページの農業委員会のページの充実を図る。

特に、市民の利便性の向上を図るため、今までの事務処理や相談対応で蓄積された事例による質問と回答を参考に、よくある質問（frequently asked questions: F A Q）としてまとめ、ホームページに掲載する。

エ 庁内グループウェアによる情報提供（「A C S 通信」は廃刊）

令和3年6月に「A C S 通信」（A C Sとは、農業委員会事務局の英語表記（Agricultural Commission Secretariat）の頭文字）を創刊し、令和6年1月の第25号まで庁内グループウェアに掲載し委員会の仕事内容等をお知らせしてきたが、それ以降は発行していない。

この間、令和6年9月から「しゅうなん農業委員会だより」を発行し、市ホームページにも掲載していることや「A C S 通信」の創刊号から第26号までを通して委員会の業務に対する市職員の理解が深まったことなどから、「A C S 通信」はその役割を終え廃刊する。

今後は、必要に応じて随時、庁内グループウェアの掲示板により市職員に情報提供を行う。

（8） 日常活動

ア 農業委員会活動記録簿の作成・提出（再掲）

農業委員会等に関する法律第6条に定める委員会の所掌事務を効果的に進めるとともに農業委員及び推進委員の活動の透明化を図るため、農業委員及び推進委員は、活動日ごとに、場所、相手方、活動内容等を農業委員会活動記録簿に記録し、翌月10日（3月分は3月末日）までに事務局に提出する。

なお、農業委員及び推進委員の全員にタブレット端末の貸与を完了後は、活動記録アプリを活用し、ペーパーレス化を図る。

イ 日常活動としての農地パトロールによる農地の利用促進と無断・違反転用の早期発見

日常活動としての農地パトロールに取り組み、地域の農地の状況を的確に把握する。

特に、遊休農地化しそうな農地を発見し、農地所有者に対して今後の利用に関する意向を調査し、自己管理の徹底や農地売買のあっせん実施などを行い、遊休農地の発生防止を図る。

また、無断・違反転用を発見した場合は、事務局と連携し適正指導を行う。

ウ 農業者との情報交換

日常の雑談・日常の相談活動を通して、農家が抱える個々の問題を把握し、相談・指導・助言などで具体的な対応策を提案することで、良好な農地管理を促進する。

情報交換を通じ、農地の売買・貸借のマッチングに結び付くこともある。

また、地域の農業者が抱える課題や要望などの声を集約し「令和8年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」に反映させる。

(9) その他の活動

ア 農業者年金の普及啓発・加入促進・相談等

農業者年金制度の普及啓発及び新規加入の推進を図り、制度の強化・拡充に努め、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に資するとともに後継者への継承を促進し、農業経営基盤の強化を図る。

イ 国有農地の管理

農林水産省所管国有財産管理者（山口県知事）から土地を借り受けている者に対して、賃借料の徴収に関する事務や現地調査を行う。

ウ 全国農業新聞の普及拡大等

農業委員会の組織紙として、また、農家向けの情報紙としての性格を合わせもった新聞として発行を続けている「全国農業新聞」の購読の普及に努めるとともに、地域の身近な紙面づくりのための情報を提供する。

6 年間活動計画表（主要業務）

月等	項目	備考
毎月	原則 10 日に定例総会・委員全員協議会を開催	
	原則 20 日に翌月の定例総会で審議する許可申請等の提出締切 農地法第 3 条第 1 項（農地等の権利移動） 農地法第 4 条第 1 項（農地の転用） 農地法第 5 条第 1 項（農地等の転用のための権利移動） 農地法第 18 条第 1 項（農地等の賃貸借の解約等） 農地等の買受適格証明 贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明	定例総会で議決
	原則 28 日に会長・事務局が常設審議委員会へ出席	
4 月	令和 7 年度最適化活動の目標の設定等を公表 令和 7 年度事業計画を策定・公表	
5 月		
6 月	令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を公表 令和 6 年度事業報告を承認・公表	
7 月	農地パトロール（利用状況調査）等の説明会を地区協議会で開催	
8 月	農地パトロール（利用状況調査）（調査表提出は 9 月末まで） 農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（県農業会議）	
9 月	「しゅうなん農業委員会だより」第 3 号を発行	
10 月	逐次、遊休農地の利用意向調査、荒廃農地の非農地判断を実施 令和 8 年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見を提出	
11 月		
12 月		
1 月	次期の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集	
2 月	農地の賃借料情報を公表（令和 7 年分）	
3 月	令和 8 年度最適化活動の目標を設定（翌 4 月総会に諮り公表）	
随時	農地法による届出等の受理 農地改良届出の受理 開墾農地の耕作届出の処理 農地所有適格法人の報告の徴収 農地所有適格法人以外の法人等の報告の徴収 非農地判断の実施 登記簿地目が農地等である土地に係る照会に対する回答 市街化区域内にある農地等の買受適格証明 現況が農地でないことの証明等（非農地証明） 納税猶予・徴収猶予農地等の農業経営を継続していることの証明 納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての回答 等	定例総会で報告
	地区協議会を開催（おおむね 3 か月に 1 回程度） 幹事会を開催 広報委員会を開催 農地等の利用の最適化を推進する活動 無断・違反転用の是正指導 農地台帳の整備・管理 日常活動としての農地パトロール・農業者との情報交換 等	

(参考 1) 周南市農業委員会に係る条例・規則・規程・要綱・要領

1 周南市の条例・規則・要綱

(1) 条例

ア 周南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(2) 規則

ア 市長の権限に属する事務の委任規則・第 7 条(周南市農業委員会に対する事務委任)

イ 周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則

ウ 周南市農業委員会の委員の選任に関する規則

(3) 要綱

ア 周南市農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱

2 周南市農業委員会の規則・規程・要綱・要領

(1) 規則

ア 周南市農業委員会総会会議規則

イ 周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則

(2) 規程

ア 周南市農業委員会規程

イ 周南市農業委員会会長専決規程

ウ 周南市農業委員会事務局規程

エ 周南市農業委員会和解の仲介に関する規程

オ 周南市農業委員会会長等互選規程

カ 周南市農業委員会が管理する公文書の開示等に関する規程

キ 周南市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

(3) 要綱

ア 周南市農業委員会事務局長等専決要綱

イ 周南市農業委員会在宅等勤務実施要綱

ウ 周南市農業委員会の委員等の活動の報告に関する要綱

エ 周南市農業委員会農地法関係事務の指針を定める要綱

オ 周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱

カ 周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱

キ 周南市農業委員会許可指令書等の指令番号及び受理通知書等の文書番号に関する要綱

ク 周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱

ケ 周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱

コ 周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱

サ 周南市農業委員会一時転用地に係る農地への復元に関する要綱

シ 周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱

ス 周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱

セ 周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱

ソ 周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱

タ 周南市農業委員会農地台帳点検等実施要綱

チ 周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱要綱

ツ 周南市農業委員会申請等に係る本人確認の手続等に関する取扱要綱

テ 周南市農業委員会タブレット端末に関する運用要綱

- ト 周南市農業委員会委員全員協議会要綱
- ナ 周南市農業委員会地区協議会設置要綱
- ニ 周南市農業委員会幹事会設置要綱
- ヌ 周南市農業委員会広報委員会設置要綱
- ネ 周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱

(4) 要領

- ア 周南市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）に係る事務処理要領
- イ 周南市農業委員会遊休農地の利用意向調査等に係る事務処理要領
- ウ 周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領
- エ 周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領
- オ 周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領
- カ 周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領
- キ 周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領
- ク 周南市農業委員会農業関係各種証明に係る事務処理要領（予定）
- ケ 周南市農業委員会買受適格証明に係る事務処理要領
- コ 周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領
- サ 周南市農業委員会不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領（予定）
- シ 周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領
- ス 周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領
- セ 周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領
- ソ 周南市農業委員会農地転用事実の確認に係る事務処理要領

(参考2) 周南市農業委員会・組織図

